○農林水産省告示第六百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月三日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町八知字ゑりがの六七九一の四、六七九一の六、六七九二から六七九五まで、六七九二の一、六七九五の一、字堀田六八四八、六八五二、六八五三、六八六三、字流谷六八六四の一、六八七二から六八七五まで、六八七六の一、六八八三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月三日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町木梶字水呑二四〇の六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月三日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市清見町楢谷字向平一一〇五の一九から一一〇五の二一まで・一一〇五の三九・一一〇五の四〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月三日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市清見町楢谷字木賊島九九の四三・九九の四四・九九の四六・九九の四八・九九の四九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月三日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市串原字大竹五二二の一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、平成二十八年二月十日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月三日

農林水産大臣　森山　裕

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が3年であるもの			
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第101803号	混合汚泥複合肥料	くみあい混合汚泥複合048号	朝日工業株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第101808号	汚泥発酵肥料	笑顔いきいき	株式会社長岡食肉センター	新潟県長岡市新開町3226番地7
生第101818号	化成肥料	オキサミド・有機入り765号	丸西産業株式会社	長野県飯田市松尾明5581番地1
生第101819号	化成肥料	マザーほう素マンガン入りPK化成545	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第101820号	化成肥料	硫酸DK灰	アスカバイオ株式会社	東京都中央区日本橋二丁目16番7号
生第101824号	化成肥料	ベストライザーはばたき	株式会社ジャット	大阪府大阪市中央区瓦町四丁目6番8号
生第101825号	化成肥料	ニューサンピ833N	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
生第101828号	液状複合肥料	有機入り10－8－5	OATアグリオ株式会社	東京都千代田区神田小川町一丁目3番1号
生第101829号	混合堆肥複合肥料	有機入りBM8－6－4	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有木1941番地
生第101830号	混合堆肥複合肥料	UF有機入り化成肥料	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有木1941番地
生第101831号	化成肥料	苦土入りダブルりん酸肥料	西日本肥料株式会社	福岡県北九州市若松区響町一丁目12番地3
輸第101810号	混合りん酸肥料	液状微量要素複合肥料待1号	新ケミカル商事株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
有効期間が6年であるもの				
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第101804号	液体微量要素複合肥料	パワープラス	みのり化学株式会社	福島県いわき市常磐関船町矢津4番地62
生第101805号	鉱さいマンガン肥料		朝日化工株式会社	富山県小矢部市下後亟503番地1